

# 平成29年度 8020運動推進特別事業(案)

【目的】 地域における8020運動に対する普及啓発を行うとともに、歯科保健の円滑な推進体制を整備すること。

## 【現状・課題】

- 1 本府では、8020運動推進特別事業を推進し、8020達成者率は33.3%(H24)に改善したが、全国平均(40.2%:H24)より低く、多くの府民が達成するには至っていない。  
また、国は「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」において、8020達成者の目標を50%以上となるよう事業を展開していく必要があると方向性を示している。
- 2 歯の喪失予防を推進するためには、主な喪失原因となる歯周病の罹患状況のさらなる改善が必要。
- 3 歯周病予防を推進するためには、青年期から早期発見・早期治療の意識を持つことが重要になる。高校までは学校保健安全法に基づき歯科健診が実施されているが、高校卒業後、40歳(歯周疾患 検診対象年齢)までは、歯科保健指導を受ける機会が少ない。  
そのため、青年期では歯科口腔保健に対する意識が高いとは言えず、青年期における歯科口腔保健の意識向上を図る必要がある。  
※青年期における歯周病予防は従来の事業でカバーされていない

※40歳における歯周病有病率(H23)  
大阪府(40.0%) 全国(24.3%)

## 【課題解決策】

大学・短大・専修学校における保健担当者を「歯と口の健康サポーター」として養成し、「歯と口の健康サポーター」が学校において、学生に対し歯科口腔保健の重要性について意識づけを行うことにより、学生の歯科口腔保健の意識向上を図る。

### 事業概要

#### 青年期における歯と口の健康サポーター養成事業 (5か年計画 4年目) 【(一社)大阪府歯科医師会委託(予定)】

- |  |   |
|--|---|
| (1)歯と口の健康リーダー連絡調整会議 【開催回数:1回】<br>事業効果(前年度)について検証を行う。   | (3)歯と口の健康リーダーによる学校への普及啓発と実態調査<br>歯と口の健康リーダーは、各学校保健担当者に歯科口腔保健の重要性について、周知広報を行うとともに、担当者に歯科口腔保健についての動機づけを行いサポーター養成研修会への参加を依頼する。 |
| <b>【構成】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・歯と口の健康リーダー(地域歯科保健担当医師)</li><li>・有識者</li></ul> |   |

#### (2)歯と口の健康サポーター養成研修会の実施 【2地域で実施】(4)学生に対する歯と口の健康づくり意識調査の実施

- |  |   |
|--|---|
| <b>【受講者】</b> 大学・短大・専修学校における保健担当者                           | <b>【対 象】</b> 歯と口の健康サポーター養成研修会参加校に在籍する学生                 |
| <b>【内 容】</b> ワークショップ形式の研修会により、青年期における歯科口腔保健の重要性について認識を深める。 | <b>【内 容】</b> 歯と口の健康づくりに関する意識調査の実施し、経年的な意識変化を分析し事業評価を行う。 |

歯と口の健康リーダーは、各学校保健担当者に歯科口腔保健の重要性について、周知広報を行うとともに、担当者に歯科口腔保健についての動機づけを行いサポーター養成研修会(平成30年度)への参加を依頼する。  
H26~30年度の5年間で、府内の大学、短大、専修学校の保健担当者に周知広報を行う予定。

# 青年期における歯と口の健康サポーター養成事業の流れ

## 1 歯と口の健康サポーター養成研修会

【受講者】大学・短大・専修学校における保健担当者

【内 容】ワークショップ形式の研修会により、

青年期における歯科口腔保健の重要性について認識を深める

※ワークショップ形式の研修会は、受け身の講義形式とは異なり、

参加者自らが意見交換することにより、問題意識を持つことが出来る。

また、意見交換することにより、青年期の歯科口腔保健に対する認識をより深めることができる。

【研修会講師】  
歯と口の健康リーダー

### 歯と口の健康リーダー連絡調整会議

各学校における事業効果（前年度）について  
検証を行う。

事業評価を学校に  
フィードバック

### 歯と口の健康サポーター 学校へ

#### 【大学・短大・専修学校】

歯と口の  
健康サポーター



健康診断等において、学生に対し定期的な歯科  
健診の受診を促す等、歯科疾患予防の重要性に  
ついて意識づけを行う

学生の歯科口腔保健に対する意識の向上を期待

事業終了後も「歯と口の健康サポーター」は  
学校で歯科口腔保健活動を行うことが出来る

8020運動推進特別事業

# 青年期における歯と口の健康サポーター養成事業 (8020運動推進特別事業) 事業計画

事業名	4~7月	8~9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①歯と口の健康リーダー連絡調整会議			歯と口の健康リーダー連絡調整会議					
②歯と口の健康サポーター養成研修会の実施		関係団体等における打ち合わせ		歯と口の健康サポーター養成研修会 (2地域)		学校に対する普及啓発と実態調査 (1)青年期における歯科口腔保健の重要性について (2)サポーター養成研修会への参加を依頼する		平成29年度8020運動推進特別事業検討評価委員会

# 青年期における歯と口の健康サポーター養成事業(8020運動推進特別事業) 年次計画

		平成26年度 (1年目)	平成27年度 (2年目)	平成28年度 (3年目)	平成29年度 (4年目)	平成30年度 (5年目)
事業フロー		事業開始	事業実施	事業実施	事業実施	最終評価
内容	大阪府歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成プログラム検討会開催」【4回】</li> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会（試行）」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康リーダー連絡調整会議」実施</li> <li>※（事業効果（前年度）についての検証を行う。</li> </ul>			○「事業評価報告書」作成
	歯と口の健康リーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校への普及啓発と実態調査</li> <li>○「歯と口のサポーター養成研修会」への参加依頼</li> <li>※24校への周知を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校への普及啓発と実態調査</li> <li>○「歯と口のサポーター養成研修会」への参加依頼</li> <li>※30校への周知を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校への普及啓発と実態調査</li> <li>○「歯と口のサポーター養成研修会」への参加依頼</li> <li>※30校への周知を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校への普及啓発と実態調査</li> <li>○「歯と口のサポーター養成研修会」への参加依頼</li> <li>※30校への周知を目指す</li> </ul>	
	歯と口の健康サポーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」への参加</li> <li>○学生に対し歯科疾患予防の重要性について意識づけ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」実施</li> <li>※40校の参加を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」実施</li> <li>※24校の参加を目指す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」実施</li> <li>※24校の参加を目指す</li> </ul>	
実績		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会資料」、「歯と口の健康サポーター手引き」、「学生に対する普及啓発用媒体」作成</li> <li>○周知広報学校数：48校</li> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」参加校数（サポートー配置校数）：7校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周知広報学校数：24校</li> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」参加校数（サポートー配置校数）：16校</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周知広報学校数：24校</li> <li>○「歯と口の健康サポーター養成研修会」参加校数（サポートー配置校数）：12校</li> </ul>		<p>1年生から最終学年まで、追跡することにより 学生の在籍期間を通じた事業評価を行うことができる (大学の場合 4年間)</p>